

○ 京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく 収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成 25 年 3 月 15 日)

改正 令和 6 年 4 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都府政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年京都府条例第 68 号）第 14 条第 2 項の規定による同条第 1 項に規定する収支報告書等の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 京都府政務活動費の交付に関する規程（平成 25 年 3 月 15 日。以下「規程」という。）第 11 条第 3 項の京都府議会議長（以下「議長」という。）が指定する場所は、京都府議会図書館（以下「議会図書館」という。）とする。

(閲覧時間)

第 3 条 閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第 4 条 閲覧業務を行わない日は、京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第 4 号）第 1 条第 1 項に規定する府の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第 5 条 閲覧者は、議会図書館の受付において、政務活動費収支報告書閲覧者記録簿（別記様式）に閲覧日、氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物、植物、カメラ、コピー機器、危険物等を閲覧場所に持ち込まないこと。
- (2) 音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外での閲覧は行わないこと。
- (4) 当該書類を返却する際、係員の確認を受けること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

別記様式

政務活動費收支報告書
閲覧者記録簿

閲覧日	年月日
氏名	
住所	
閲覧の対象	<input type="checkbox"/> 会派に係る政務活動費 <input type="checkbox"/> 議員に係る政務活動費